

会誌『グローバル人材育成教育研究』投稿規程

第1条 本誌はグローバル人材育成教育に関する研究論文や実践報告などを掲載するものとし、投稿については、研究論文および実践報告は本会の会員が筆頭者であるものに限るが、論壇、展望、解説・講座、巻頭言は編集委員会が特に認めた場合は非会員が筆頭者となることを認める。

第2条 投稿原稿は、編集委員と編集委員会が委嘱する査読者による査読審査を経るものとする。

第3条 査読審査を経て編集委員会が公表するのにふさわしいと認めた原稿について、編集委員長がその掲載を決定する。

2 執筆者に対して原稿料の支払いはせず、掲載料の徴収も行わない。

第4条 投稿原稿の記事類別と依頼原稿（編集委員会が執筆を依頼する原稿）の記事類別、内容とページ数は、以下の通りとする。

投稿原稿・ 依頼原稿の別	記事類別 (括弧内は英文原稿の場合の表現)	内 容	ページ数
投稿原稿 場合により、これらの種別で編集委員会が執筆依頼することもある	研究論文 (Research Paper)	グローバル人材育成教育に関する研究結果など	6～12※
	実践報告 (Practical Report)	グローバル人材育成教育に関する実践活動（授業など）から得られた成果などについて述べたもの	4～12※
投稿原稿・ 依頼原稿	論壇 (Column)	グローバル人材育成教育に関して意見や主張などを述べたもの	2～8※
	展望 (Prospect)	主題について、最近の進歩や将来の予測を広い視野に立って述べたもの	2～8※
	解説・講座 (Explanatory Notes)	主題について、会員の啓発に資するように、技術、手法などについて平易に説明したもの	4～8※
	巻頭言 (Preface)	会長などが、巻頭に述べるもの	2以内※

※ 図・表（写真など）は本文中に入れ、原稿は上表に定めるページ数内に収まる分量とする。

第5条 原稿は、学会ウェブサイト上にある原稿表紙とテンプレート（割付見本）を利用し、わかりやすい日本語または英語（英語第一言語話者に英文の校正を受けたもの）で作成する。

第6条 研究論文および実践報告に関しては、本文で使用する言語に関わらず、200語以

内の英文の要約を付けるものとする。

- 第7条** 投稿の際は、指定されたメールアドレスに原稿のファイル（原稿表紙と論文を一つにまとめた PDF ファイル）を送信する。原稿の受信後、編集委員会において書式等を確認したのち、受領の通知を行う。また、必要に応じて、著者照会を行う。査読審査を経たのち本誌への掲載が決定した段階で、受理の通知をする。
- 第8条** 原稿は未発表のものに限り、二重投稿を禁じる。本誌に投稿した原稿の採否が決定するまでは、著者は同内容の原稿を他の雑誌等に投稿してはならない。
- 第9条** 本誌に掲載された論文等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、グローバル人材育成教育学会に帰属する。
- 第10条** 著者には、要望があれば本誌に掲載された論文等の抜き刷りを本人の実費負担により渡す。
- 第11条** 本誌は原則として年二回以上発行する。
- 第12条** この規程を改廃するときは、編集委員会の議決を経て理事会で承認するものとする。